8443.32 ～ 8443.99		［略］			8443.32 ～ 8443.99		［同左］		
84.44 ～ 84.82		［略］			84.44 ～ 84.82		［同左］		
84.83		ギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）、伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、はずみ車、プーリー（プーリーブロックを含む。）、クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）			84.83		ギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）、伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、はずみ車、プーリー（プーリーブロックを含む。）、クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）		
8483.10		［略］			8483.10		［同左］		
8483.20	000	一軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものに限る。）	NO	KG	8483.20		一軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものに限る。）		
						010	――自動車用のもの	NO	KG
						090	――その他のもの	NO	KG
8483.30 ～ 8483.90		［略］			8483.30 ～ 8483.90		［同左］		
84.84 ～ 84.87		［略］			84.84 ～ 84.87		［同左］		
［略］					［同左］				
85.01 ～ 85.16		［略］			85.01 ～ 85.16		［同左］		
85.17		電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））用の通信機器を含む。）（第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。）			85.17		電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））用の通信機器を含む。）（第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。）		
8517.11 ～ 8517.18		［略］ ―その他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））用の通信機器を含む。）			8517.11 ～ 8517.18		［同左］ ―その他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））用の通信機器を含む。）		
8517.61		［略］			8517.61		［同左］		